

## 中津川・恵那広域ごみ処理施設建設候補地公募要項（素案）

### 1. はじめに

現在、中津川市と恵那市（以下、「両市」という。）は、それぞれごみ処理施設を所有していますが、どちらも供用開始から 20 年以上が経ち、施設の老朽化が見られます。また、ごみ処理施設の耐用年数は、一般的に 20 から 30 年とされており、いずれの施設も更新の時期を迎えています。

一方で、国などはダイオキシン類の排出削減やごみの安定・効率的処理のため、ごみ処理施設の広域化・集約化を進めています。

こうした状況から、両市は令和元年度に中津川・恵那広域行政推進協議会（以下、「協議会」という。）に「環境部会」を設置し、ごみ処理広域化に関する協議を開始しました。

その後、「中津川・恵那広域行政推進協議会政策会議」において勉強を重ね、ごみ処理広域化協議を進めるため、令和 4 年 3 月 28 日、「ごみ処理広域化の推進に関する基本合意書（以下、「基本合意書」という。）」を締結しました。

基本合意書締結後は、環境部会を令和 4 年度に 10 回、令和 5 年度に 14 回開催、先進地視察を行い、中津川・恵那広域処理施設の建設に活かすことができるよう知識を修得しました。

令和 6 年 7 月には「中津川・恵那広域ごみ処理施設整備建設候補地検討委員会」（以下、「検討委員会」という）を設置して建設候補地の検討を開始し、令和 6 年 9 月に開催された第 2 回検討委員会において、建設候補地を公募することに決定しました。

### 2. 施設の整備方針

両市は、基本合意書において、両市の役割分担を定め、相互にごみを共同処理するための基本方針を下記のとおりとしました。

広域ごみ処理施設の整備にあたっては、基本合意書に基づくとともに、循環型社会形成の推進に努め、二酸化炭素排出量の抑制、低炭素社会の推進に資する施設とします。

また、地域に新たな価値を生み、地域に貢献する施設とします。

1. 一般廃棄物処理施設、中継施設、最終処分場、付帯施設の建設及び管理運営について協議する。
2. 新ごみ処理施設の一般廃棄物処理対象地域は、構成団体の行政区域とする。
3. 新ごみ処理施設の稼働目標年度は、令和 15 年度を目途とする。
4. 本合意書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、構成団体で協議の上、決定する。

#### 【広域ごみ処理施設整備計画】

令和 15 年 4 月に広域ごみ処理施設が稼働するよう整備計画を策定し、各種法手続を行いながら測量や必要な調査を実施して施設の整備を進めます。

令和 7、8 年度には、施設の詳細を決定し、令和 9、10 年度に施設の建設事業者を決定します。

なお、施設の建設候補地は、令和 7 年度中に決定する予定です。

#### 【想定施設概要】

##### ○ごみ処理施設

処理対象物：可燃ごみ、粗大ごみ、（不燃ごみ）

必要面積：1.2ha

##### ○リサイクル施設

処理対象物：資源ごみ、（不燃ごみ）

必要面積：0.8ha

##### ○最終処分場

処理対象物：ごみ処理施設、リサイクル施設で発生した残渣等

必要面積：最大 5.0ha

※施設規模は、「一般廃棄物処理施設整備基本構想」（令和7年3月策定）に基づくものであり、今後、策定予定の各施設の基本計画において見直しを行う場合があります。

※整備する施設の構成及び最終処分場の規模等は、応募者と協議の上検討します。

### 3. 応募の要領

#### 【応募資格】

中津川市、恵那市の行政区域にあって、原則、以下に該当する者とします。

・土地が所在する自治会（区）内の自治会長（区長）による応募

※応募対象となる自治会（区）とは、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成され、住民相互の連絡、集会施設の維持管理など地域的な共同活動を行っている団体で、令和7年4月1日現在に存在する自治会（区）となります。

※土地の所有者、事業者等による応募は、相談窓口で受け付けます。

#### 【応募要件】

中津川市、恵那市の行政区域内の土地で、次のいずれの要件にも適合していることとします。

- ・概ね2ha（20,000㎡）以上の用地を確保できること。
- ・両市の中心※から10kmの範囲内の土地であること。
- ・自治会（区）内での合意を得ていること。
- ・土地所有者へ説明・確認が行われていること。
- ・暴力団員・反社会的団体との関与がないこと。

※両市の中心とは、人口分布の重心とし、別添資料に示します。

## 【応募時に提出いただく書類】

### ①必要書類

No.	書類名	様式番号
1	応募申請書	【様式●】
2	応募用地位置図 (縮尺 1 : 5,000 から 1 : 10,000 程度で応募用地が確認できるもの)	—
3	応募に当たっての経緯や要望事項、地域の状況等の確認書	【様式●】
4	土地所有者への説明・確認の実施に関する確認書	【様式●】
5	反社会的勢力との関与がないことの確約に関する誓約書	【様式●】

### ②提出が望ましい書類 (任意提出)

No.	書類名	様式番号
1	合意形成がなされた時の総会等の議事録	—
2	自治会 (区) の会則 (規則)	—

### ③提出部数

上記の書類の原本 1 部

## 【応募期間】

令和 7 年 4 月 ● 日 (●) ~ 令和 7 年 7 月 ● 日 (●) 17 : 00 まで  
※土日祝日を除く平日 9 : 00 から 17 : 00 まで

## 【書類の提出先及び提出方法】

### ①提出先

「12. 書類の提出先及び相談窓口」をご参照ください。

### ②提出方法

応募者本人もしくは代理人により提出先へご持参ください。

## 4. 選定方法

公募期間終了後、有識者等で構成する中津川・恵那広域ごみ処理施設整備建設候補地検討委員会において、応募者の資格、公募条件の適合性を確認した後、所定の評価項目・評価基準に基づき透明性を確保しつつ、公平かつ厳正な選定評価を行います。

## 5. 候補地の決定

中津川・恵那広域ごみ処理施設整備建設候補地検討委員会による選定評価結果報告書を基に、中津川市、恵那市及び協議会において、建設候補地を 1 か所決定します。

なお、決定後は、候補地と決定された応募者へ速やかに決定通知を送付します。

## 6. 候補地決定後の提出書類

### ①提出書類

候補地決定通知を受けた後、速やかに次の書類を提出していただきます。

- ・ 候補地にかかる土地所有者の同意書 【様式●】
- ・ 候補地にかかる権利関係者の同意書 【様式●】
- ・ 納税証明書請求承諾書（土地所有者の地方税「市町村民税等」） 【様式●】

### ②提出部数

原本 1 部

## 7. 覚書の締結

候補地決定通知後、土地所有者、候補地自治会（区）と速やかに覚書を締結します。

※覚書では「土地の売買または借用に関する事項」、「候補地として受入れについての事項」、「協議会と候補地との協議をする場の設置」等について締結します。

## 8. 施設建設地域への地域振興策

施設を建設する地域に対して、地域振興策により地域の環境整備や活性化の支援を行います。

## 9. 説明会の開催

広域ごみ処理施設建設用地の応募を検討されている方を対象に、説明会を下記のとおり開催します。

- |        |                  |
|--------|------------------|
| ・ 開催日時 | 令和●年●月●日（●） ●時から |
| ・ 開催場所 | ●●●●●●           |

また、上記の説明会以外にも、自治会（区）等を対象に個別説明会の開催を随時受け付けますので、中津川・恵那広域行政推進協議会 広域行政課（0573-26-1111）までご連絡ください。

日程等調整のうえ説明会を開催させていただきます。

## 10. 施設見学会の開催

現ごみ処理施設の見学を希望される自治会（区）がありましたら、随時見学を受け付けますので、事前に中津川・恵那広域行政推進協議会 広域行政課（0573-26-1111）までご連絡ください。

## 11. 資料の掲載

公募に関する資料及び必要書類の様式は、下記の場所で配布するほか協議会ホームページに掲載します。

### 【配布場所等】

岐阜県恵那市長島町正家 1067 番地 71  
恵那総合庁舎内 4階  
中津川・恵那広域行政推進協議会 広域行政課  
ホームページ ●●●●●

## 12. 書類の提出先及び相談窓口

応募に関する相談等は下記の連絡先にお問い合わせください。

- ・中津川市 環境政策課  
〒508-8501 岐阜県中津川市かやの木町2番1  
中津川市役所 水道部 環境政策課  
TEL：0573-66-1111（内線542・543）  
受付時間：午前8：30～午後5：15（正午～午後1：00及び土日祝日を除く）
- ・恵那市 環境課  
〒509-7292 岐阜県恵那市長島町正家一丁目1番地1  
恵那市役所 水道環境部 環境課  
TEL：0573-26-2111  
受付時間：午前8：30～午後5：15（正午～午後1：00及び土日祝日を除く）
- ・中津川・恵那広域行政推進協議会  
〒509-7203 岐阜県恵那市長島町正家1067番地71  
恵那総合庁舎内 4階 広域行政課  
TEL：0573-26-1111（内線412）  
受付時間：午前8：30～午後5：15（正午～午後1：00及び土日祝日を除く）

## 13. その他

- ・候補地として比較評価するに当たり地質調査（ボーリング調査等）を行う場合があります。
- ・この要項に定めのない事項が生じたときは、協議会が別に定めることとします。